

**無線設備規則の一部を改正する省令案等
に対し提出された意見の概要
及び総務省の考え方**

意見提出期間:平成 20 年 11 月 13 日から同年 12 月 12 日

【1. デジタル特定ラジオマイクの導入に係る規定の整備に対する意見】

No	提出意見概要(一部抜粋)	考え方
1-1	<p style="text-align: right;">【社団法人 日本民間放送連盟】</p> <p>① 特定ラジオマイク(アナログ方式)の継続運用について デジタル特定ラジオマイクの遅延時間を5ミリ秒以下と想定しており、放送業務分野等においては、コードつきマイクとの同時收音や、イヤーマニターの併用など、微小な遅延が問題になる場面が多いことに配慮し、引き続きアナログ方式の利用が望ましい。</p> <p>② 高出力(0.05 ワット)の運用について 高出力のデジタル特定ラジオマイクは、運用調整等、特別に考慮・管理された状況下等で運用がなされることが望ましくデジタル特定ラジオマイクの導入・運用にあたって誤解や混乱が生じないよう、情報周知等を含め、適切な措置を講じるべきである。</p> <p>③ 特定ラジオマイク(アナログ方式)や映像FPUとの運用調整について 特定ラジオマイク(アナログ方式)や映像FPUとの運用調整については、アナログ方式の周波数配置を先行の条件として定めることやデジタル方式においても例えば低い帯域ブロックから先行して使用する等の運用条件を運用者相互間の運用調整において適切に反映されるよう、行政としても目配りをすべきである。</p>	<p>①について 今回の改正案に関してアナログ方式の使用期限は設ける予定としておらず、今後ともご利用いただきたい。なお、アナログ方式の期限を定めることとなる場合には、デジタル方式の普及状況、技術の進展の状況等を踏まえ関係者のご意見を聞きつつ検討することとなると考えております。</p> <p>②及び③について ご指摘の点を踏まえつつ、関係機関と連携して適切に運用されるよう進めていくことといたします。</p>

【2. アマチュア局に関する規程の整備に対する意見】

No	提出意見概要(一部抜粋)	考え方
2-1	<p style="text-align: right;">【社団法人 日本アマチュア無線連盟】 【個人】1名</p> <p>電波法第31条で、原則として周波数測定装置の備付け義務を課しており、省令により一定の条件を満たすアマチュア局は、周波数測定装置の備付けが除外されているが、今般の無線設備規則改正案による135kHz帯の周波数の許容偏差は、省令の条件を満たさず周波数測定装置の備え付け義務が生じる可能性がある。このため、新規分配が予定されている135kHz帯においても一定の条件を満たすものについては、周波数測定装置の備え付け義務を免除する規則の整備を要望いたします。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、関係規程の改正を行います。</p>
2-2	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>免許手続規則の一部を改正する省令案には、希望する周波数帯に135kHz帯の欄が新設されていないので、修正願います。</p>	<p>無線局申請書の様式に関するご意見と理解しておりますが、135kHz帯を希望する場合は、無線局事項書及び工事設計書の備考にその旨を記載することで対応いたします。</p>
2-3	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>免許手続規則の一部を改正する省令案には、1.9MHz帯の電波の形式にA1Aが記載されていますが、A1Aは3MAに包含されるので、冗長だと思われます。</p>	<p>無線局申請書の様式に関するご意見と理解しておりますが、現在の技術基準適合証明を受けた無線設備の多くはA1Aのみの証明を受けており、3MAの電波型式により証明を受けた設備が少ないことを考慮し当面の間は、改正案のとおり運用します。</p>
<p>別に定めるアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める告示案について</p>		
2-4	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>(1)主搬送波の変調の型式記号が「D」の電波について、「G」の電波と同様の扱いとしてほしい。 理由:デジタル通信においては、多値QAMの使用もあり得ます。D1D,D1E電波の発生には、G1D,G1E電波と同じように、付属装置(パーソナルコンピュータ等)により、いわゆる音声帯域の信号を発生させて、それをSSB(J3E)送信機のマイク端子に入力するのが一般的と思われます。そのため、D1D,D1E電波につ</p>	<p>改正案におきましては、占有周波数帯幅の許容値は、表に規定する値によることが困難な場合には、別に指定を受けることが可能でありますので、いただいたご意見は、改正案にて対応が可能です。</p>

	<p>いても、G1D,G1E 電波と同等の扱いを要望します。</p> <p>(2)A2B,A2D,A2E の電波について、A3E と同様の扱いとしてほしい。</p> <p>理由:A2B,A2D,A2E 電波の発生については、上記(1)と同じように、付属装置(パーソナルコンピュータ等)により発生させた信号をAM(A3E)送信機のマイク端子に入力するのが一般的と思われるため、A3E と同等の扱いを要望します。</p> <p>(3)F2E の電波について、F2B,F2D と同様の扱いとしてほしい。</p> <p>理由:上記(1)、(2)と同じように、付属装置(パーソナルコンピュータ等)により発生させた信号をFM(F3E)送信機のマイク端子に入力するのが一般的、あるいは、F2D 送信機と同様に変調するものと思われるため、F2B,F2D と同等の扱いを要望します。具体的には、F2E の電波についても、F2B,F2D と同じ占有周波数帯幅の許容値 3kHz、(注3, 注4, 注7の適用を含む)を要望します。</p>	
2-5	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>備考欄の「注2」から「注7」は、それぞれの「電波の型式」に対する注釈だが、「注1」だけはそうではないので、わかりづらいのではないかと。</p>	注1については、改正案のとおり運用します。
2-6	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>「A2A」,「A2B」,「A2D」,「A2N」,「A2X」,「A3C」の占有周波数帯幅を「6kHz」に修正していただきたい。</p>	改正案におきましては、占有周波数帯幅の許容値は、表に規定する値によることが困難な場合には、別に指定を受けることが可能であるため、いただいたご意見は、改正案にて対応が可能です。
2-7	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>各電波の型式の占有周波数帯幅の許容値の制定に関するものは、現行のままでよいと思う。</p>	改正案におきましては、占有周波数帯幅の許容値は、運用状況を考慮して混信等の問題を避けるために改正するものであり、ご理解をお願いします。
アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する告示案について		
2-8	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>136.75kHz 帯および 1910kHz 帯の A1A 以外の電波形式は占有周波数帯幅が 100Hz 以下の場合に限り使用することができるとありますが、A1A 電波と同じ 500Hz まで認めていただきたいと思います。</p>	当該周波数帯は改正案にて新設したため、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として

		承ります。
2-9	<p>135kHz の分配に関するものについては、CW(A1A)に限って認めることが適切だと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人】1名</p>	当該周波数帯は改正案にて新設したため、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-10	<p>注1として『(1)の電波は、その占有周波数帯幅が100Hz 以下の場合に限り、使用することができる。』と定められていることからデジタルモードに1.9MHz 帯が占有されてしまうことは無いと思いますが、A1A での交信はデジタルモードと非常に相性が悪いため1.9MHz 帯においてA1A のみの部分も考慮していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>1.8MHz 帯はA1A 専用ですが波長の長い周波数帯において100kHz の差は大きく、空中線の問題、電波伝播の性質の違い、また1.8MHz 帯は海外との交信、1.9MHz 帯は国内との交信に使用される場合が多いため、1,907.5kHz から1,912.5kHz までの間でA1A 専用の周波数(例えば5kHz 中2.5kHz をA1A 専用)を定めていただくことを強く望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】1名</p>	いただいたご意見については、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-11	<p>1,907.5kHz から1,912.5kHz までの間は、「A1A」により多くの交信が行われているので、この周波数帯を拡大した上で、「F1B」、「F1D」、「G1B」、「G1D」を許可していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】1名</p>	いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-12	<p>1.9MHz 帯のモードについては、日本では許可されているバンド幅が狭いので、狭帯域データ通信(F1B、F1D、G1B、G1D)は許可せず、CW(A1A)のモードに限定するのがよいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人】1名</p>	いただいたご意見については、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。今後の参考として承ります。
2-13	<p>1.8MHz帯及び1.9MHz帯を1,810kHz から最大では2,000MHzまで、最小でも1,850MHz程度への拡張をご勘案の上実態により近い帯域を確保いただきますよう心から強く要望致します。宜しくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】1名</p>	いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-14	<p>7,000kHz～7,200kHz の周波数帯においてA1A の電波の型式は7,000kHz～7,025kHz となっているが、</p> <p style="text-align: right;">【個人】23名</p>	いただいたご意見は、7,100kHz～7,200kHz の追

	この区分の周波数を拡張していただきたい。	加を踏まえたご意見と理解しておりますが、7,000kHzから7,100kHzにおきましては、従来の区分により、他の電波型式での運用もなされておりますことから、7,000kHz～7,200kHzの周波数帯は改正案のとおり運用し、今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-15	7,000kHz～7,200kHzの周波数帯においてA1A・F1B・F1D・G1B・G1Dの電波の型式は7,025kHz～7,030kHzとなっているが、この区分の周波数を拡張していただきたい。	【個人】17名 いただいたご意見は、7,100kHz～7,200kHzの追加を踏まえたご意見と理解しておりますが、7,000kHzから7,100kHzにおきましては、従来の区分により、他の電波型式での運用もなされておりますことから、7,000kHz～7,200kHzの周波数帯は改正案のとおり運用し、今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-16	7MHz帯が拡張されますが是非G1DやG1Eを他のモードと区別していただきたい。	【個人】1名 いただいたご意見は、7,100kHz～7,200kHzの追加を踏まえたご意見と理解しておりますが、7,000kHzから7,100kHzにおきましては、従来の区分により、他の電波型式での運用もなされておりますことから、今後の運用状況で必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-17	各周波数帯での、デジタル画像・音声通信は、運用周波数と実情が、相反しております。現在の使用区分で具体的に申し上げますと、以下のようになります。	【個人】1名 いただいたご意見は、今後の参考として承ります。

	<p>G1D は、7.030MHz で行い J3E は、通常 7.033MHz(LSB)というのが、現状です。</p> <p>現在、実験・運用は 愛好家(JASTA)などで取り決めいたしております F1B 運用可能な、周波数で運用されているのが、実情です。</p> <p>今回の、改正に伴い 1.9MHz・7MHz・帯なども考慮いただけますと無用のトラブルも、防げるように思われます。</p>	
2-18	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>■10,100kHz から 10,150kHz まで および 18,068kHz から 18,168kHz まで</p> <p>10MHz 帯のデジタルモードが 10,140kHz 以上から 10,130kHz 以上に変更となっておりますが、IARU Region 3 のバンドプランでは 10,140kHz 以上となっておりますし、現状のままでよろしいかと思えます。</p> <p>10,130kHz 以上となっているのは IARU Reg.2 だけです。</p> <p>一方、18MHz 帯のデジタルモードは相変わらず 18,100kHz から 18,110kHz までとなっております。こちらは IARU Reg. 3 のバンドプラン通りですが、IARU Reg.1 と Reg.2 は 18,095kHz からとなっております、10MHz 帯が IARU Reg.3 のバンドプランに従わないのであれば、こちらも他 Regions にあわせて 18,095kHz からとしたほうが海外との交信の機会が増え、ケアレスミスによる違法運用も減るかと思えます。</p>	<p>10MHz 帯の運用状況から F1B・F1D・G1B・G1D が利用できる周波数帯を広げるものであり、また、諸外国の局との通信に使用する周波数帯の整合性を考慮した改正であるため、ご理解をお願いします。</p> <p>また、18MHz 帯については、今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適切と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-19	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>今回の告示案では 144/430MHz 帯での音声公衆網接続(VoIP)専用の周波数と、データ通信用周波数との境界は、それぞれ 144.60MHz、431.00MHz と記載されています。</p> <p>現在、VHF/UHF 帯でおこなわれている FM 系(F3E,F2D など)での運用は慣例的に 20kHz ステップにておこなわれており、例えば GPS データ通信のひとつである「ナビトラ通信」も、431.00MHz などで多くの局により F2D で運用されています。</p> <p>今回の告示案に境界周波数として記載されている 144.60MHz、431.00MHz につきましては、発射する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も境界周波数から逸脱してはならないと考えられますので、周波数帯幅をもつ F3E や F2D などの電波の発射は、144.60MHz、431.00MHz では不可となってしまいます。</p> <p>その場合、新たに境界周波数となった 144.60MHz、431.00MHz は、アマチュア局が電波を発射することができなくなる一方で、20kHz ステップで簡易に選択できるために新たに不法局の温床となることも懸念されます。</p>	<p>注14により、各周波数の区分の上限(数値の大きい方)の周波数と発射する電波の搬送波の周波数が一致しても構わないこと、また発射する電波の側波帯は、該当区分の上の区分へ超えても構わないことを定めている。そのため 144.60MHz 及び 431.00MHz を搬送波の周波数に使用できる場合もある。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>

	<p>例えば、使用区分の境界周波数を「144.59MHz」「430.99MHz」、もしくは「144.61MHz」「431.01MHz」のように定めていただくと、FM系で一般的に使用されている20kHzステップにおいて現在はデータ通信が運用されている「144.60MHz」「431.00MHz」は、改正後もVoIP通信(F3Eなど)もしくはデータ通信(F2Dなど)のいずれかでアマチュア業務をおこなうことができるため当該周波数が不法局の温床となるのを防ぐことにもなり、今回の告示案の趣旨に沿った上でさらに周波数の有効利用に寄与すると思います。</p>	
2-20	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>(1)広帯域データ通信区分(VUHF帯の広帯域データ通信でSHF帯の高速データを除く) 意見:実態と照らし合わせて区分幅が広すぎる。最大100kHzあれば充分である。 原案 430.00MHz～431.40MHz 広帯域データ区分 修正案 430.70MHz～431.20MHz VoIP区分 431.20MHz～431.40MHz 広帯域データ区分</p> <p>(2)アマチュアバンド内における区分境界周波数について 意見:解釈があやふやで、145.80MHzが紛争の元になっている。解釈を広く周知させるほか、145.80MHzの区分境界を145.79MHzに変更すべき。 原案 145.80MHz(区分境界周波数) 修正案 145.79MHz(区分境界周波数)</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-21	<p style="text-align: right;">【個人】7名</p> <p>インターネット接続網を利用した局が利用できる周波数範囲の新設に関し、新設された周波数範囲では、インターネット公衆網接続している局どうしでの混信が生じることも考えられます。特に制限がない全電波型式が割り当てられる範囲も利用できるのかもしれませんが、ここでも従来のようなインターネット接続を目的としない運用をする局との間で問題が生じることもあります。 できれば、全電波型式の範囲内の一部の周波数範囲にもインターネット公衆網接続を目的とした局の割り当てもしていただくと、今後増加した場合にも対処できると確信いたします。</p>	<p>インターネット等の公衆網に接続した通信に使用することとされる周波数区分は修正案にて新設したものであるため、更なる拡大は今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-22	<p style="text-align: right;">【社団法人 日本アマチュア無線連盟】 【個人】2名</p> <p>注7及び注8について、電波法関係審査基準 別紙1 無線局の局種別審査基準(第4条関係) 第15ア</p>	<p>近年のアマチュア無線において、インターネットによる遠隔制御が普及してきたこと及び当該制御による</p>

	<p>マチュア局 26(3)イで定められているアマチュア局がインターネットの利用により遠隔操作を行い通信する場合は、この注記に該当しないようにご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>その理由は、インターネット等の公衆網に接続し音声等の伝送を行う通信が既存のアマチュア局との混信などの問題が発生したため、注7及び注8により問題解消ができるものと考えられますが、アマチュア局がインターネットの利用により遠隔操作を行い通信する場合には、既存の無線局と同様に運用が可能であり、インターネット等の公衆網に接続し音声等の伝送を行う通信と同様の問題は生じないものと考えます。</p>	<p>通信が既存の通信と共用可能と考えられるため、ご指摘どおり修正いたします。</p>
2-23	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>公衆網へ接続する局の区分は、専用ではなく優先の区分とすることを希望します。専用区分では、公衆網へ接続しない通信を併用する場合に不便です。公衆網へ接続する局としない局が同一の周波数で運用することは、混信しうることを前提に有意義に解釈すれば、共存は不可能ではないと考えます。</p>	<p>インターネット等の公衆網に接続する通信と、接続しない通信と同一周波数で併用可能な周波数帯は確保されております。優先の取扱いに關していただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-24	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>現状の案は、周波数変調系(FM)に限定した設定になっていると思えます。実際には、振幅変調系(AM)においてもインターネット等の公衆網に接続した通信が多数行われています。そのため、振幅変調系(AM)の周波数区分においても、直接波による通信と、公衆網に接続した通信とを明確に分けることを要望します。</p> <p>例えば、50MHz帯以上において、注4「すべての電波形式(4)」の帯域については、「注7(7)の周波数の電波は、インターネット等の公衆網に接続し音声等の伝送を行う通信に使用することはできない。」を追加適用することにより、従来の直接波による通信と、公衆網に接続した通信とを明確に分けることができると考えます。</p>	<p>今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-25	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>改正案の中ですべての電波の型式(4) 50.3MHz から51MHzまでの区分帯では帯域幅3kHz以下(A3Eは6kHz以下)が使えるとあります。</p> <p>この帯域でインターネット等の公衆網に接続できるノード局が6k00A3Eで動作しています。</p> <p>常時稼働しているのはEcoLinkのカンファレンス *HAMFESAM*が入口になっています。</p> <p>このシステムでは従来の直接伝播とインターネットを用いたノード局の動作が混在してしまいます。</p> <p>今般の使用区分制定にあたっては、注意7、8にあるように、インターネット接続を明確に区分運用すること</p>	<p>インターネット等の公衆網に接続した通信に使用することとされる周波数区分は改正案にて新設したものであるため、更なる区分の見直しは、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>

	<p>が求められています。</p> <p>しかし、50MHz 帯のインターネット接続は F3E でのノード局を基に制定されたものであり、A3E での運用は想定されていないのではと慮われます。</p> <p>明確に区分を制定されるのなら、A3E でのノード運用についても 50.3-51.0MHz での運用を規制していただくよう希望します。</p>	
2-26	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>改正案の表中の 29.3MHz から 29.51MHz まで、145.65MHz から 146MHz まで、434MHz から 440MHz まで、1,260MHz から 1,273MHz まで、2,400MHz から 2,407MHz まで、5,650MHz から 5,690MHz まで、10.45GHz から 10.5GHz までの各記載の末尾に (18) を付記し、表の後に記載されている注(18)と関連することを明示すること。</p>	<p>規定の主旨はいただいたご意見と異なるものではありませんので改正案のとおり運用いたします。</p>
2-27	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>「注 18 衛星通信に使用することができる周波数は、次に掲げるものに限るものとし、当該周波数の使用は専ら衛星通信を行う場合に限り使用することができる。」とあるが、「専ら」とされているため他の通信でも使用できるようにも受け取れます。従前のとおり衛星通信を行う場合に限り使用することができる周波数とすべきです。解釈を明確にするため「専ら」を削除し、「注 18 衛星通信に使用することができる周波数は、次に掲げるものに限るものとし、当該周波数の使用は衛星通信を行う場合に限り使用することができる。」と修正をお願いいたします。</p>	<p>注 18 における「専ら」という語彙は、衛星通信以外の通信を認めるものでありませんが、表現の統一の観点から、注 18、注 19 及び注 20 を修正いたします。</p>
2-28	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>145.80MHz の区分境界周波数は、地球－宇宙間のスポット割当周波数として特記することを希望します。この周波数は、ARISS プロジェクトなどの通信に使用されており、その必要がない電波による妨害行為を避ける必要があります。子供たちの宇宙科学に託す夢と希望を叶えるために、特に切望します。</p>	<p>改正案のとおり運用いたします。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-29	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>例えば、1.9MHz 帯においてデジタル(データ通信)モードが許可されるとありますが、5kHz しか帯域がないところへ、いろいろなモードが混在することは運用上混乱を生じる可能性が高いと思います。</p> <p>同様のことは、3.5～7MHz 帯でも実際に起こっています。日本においては、特にデータ通信が可能な帯域が少なく、海外との交信において支障をきたしています。</p> <p>今回の改正により本当に恩恵が受けられるよう、早急に周波数帯域を第一地域や第二地域のように拡張</p>	<p>今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>

	していただくよう希望します。	
2-30	G1D や G1E 等デジタルの幅を広くしていただきたい。 【個人】2名	今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-31	注 21 に「24,999kHz 以下」とありますが、現行注 20 と同様の内容であるため「24,990kHz 以下」を修正いただきますようお願いいたします。 【社団法人 日本アマチュア無線連盟】	ご指摘のとおり修正いたします。
2-32	G1D と D1D を同様の扱い(併記)としてほしい。 【個人】1名	今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-33	注5について(現行のミスタイプと思われます) (誤)(5)の電波は、その占有周波数帯幅が 3kHz を超え場合に限り、使用することができる。… ↓ (正)(5)の電波は、その占有周波数帯幅が 3kHz を超える場合に限り、使用することができる。… 【個人】1名	ご指摘のとおり修正いたします。
2-34	各周波数帯の、絶対とまで行かなくても、画像通信が運用できる周波数を、是非設けて戴くと、音声のみの運用局とのトラブルも避けられると思われます。 【個人】1名	今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-35	我が国の周波数を熟知しない外国のアマチュア局の周波数(なかでも、直接印刷無線電信(以下「RTTY」という。))によるもの)が、国内のアマチュア局の法令違反を誘発している。 また、周波数の逸脱とは異なり、使用電波の型式及び周波数が法令に基づく告示であることの認知度が低いことも国内のアマチュア局が法令違反を起こす一因となっている。 したがって、法令違反を回避するために、改正案に掲げられた RTTY 及びデータ伝送(音声とデータを複合 【個人】3名	注2及び注3は、RTTY 及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及び画像のデータ伝送を除く。)とそれ以外のものを区分するために設けたものであり、改正案のとおりとします。ご理解をお願いします。

	<p>した通信及び画像のデータ伝送を除く)に関する注釈のうち、次の部分を削除されるよう強く要望する。</p> <p>注2のうち、</p> <p>(1) 3,525kHz から 3,530kHz までの周波数の電波を使用する場合</p> <p>(2) 7,040kHz から 7,045kHz までの周波数の電波を、外国のアマチュア局との通信に使用する場合</p> <p>(3) 14,100kHz から 14,112kHz までの周波数の電波を使用する場合</p> <p>注3のうち、</p> <p>18,110kHz から 18,168kHz までの周波数に関する(3)</p> <p>24,930kHz から 24,990kHz までの周波数に関する(3)</p>	
2-36	<p style="text-align: right;">【個人】5名</p> <p>3,525kHz から 3,805kHz までの各区分から「(2)」及び「(3)」の注記を削除し、国際的な運用実態に即した柔軟な運用が可能となるよう希望いたします。</p>	<p>注2及び注3は、RTTY 及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及び画像のデータ伝送を除く。)とそれ以外のものを区分するために設けたものであり、改正案のとおりとします。ご理解をお願いします。</p>
2-37	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>もともと「電波の型式及び周波数の使用区別」は「A1A(以下CWという)のような狭帯域」の通信を「A3E(以下電話という)のような広帯域」の信号から保護するために「電話のような広帯域」の電波の運用を周波数を限定して制限するものである。</p> <p>従って「CW<F1B(以下RTTYという)<電話」という式が成立する。RTTYはCWに対しては妨害を与える恐れがあるので低い方の周波数の制限は致し方ないが、電話に対しては妨害を受ける方であって、なんら制限を設ける必要はない。</p> <p>従ってCWと同様に「制限を設ける必要はない」ことになる。</p> <p>元来「電波の型式及び周波数の使用区別」は送信を制限するもので、同じ電波を発射するのに、外国局との通信が良く国内局は「ダメ」という規定も理解できない。</p> <p>また、「画像通信」が良いのになぜ「RTTY」がいけないのか、これも理解できない。</p> <p>そもそも「RTTY」がなぜ「全電波型式」から除外されるのか、全く理解できない。</p> <p>以上から「全電波型式」にF1B等の「狭帯域デジタル通信」に使用する電波型式を含めることを求める。</p>	<p>注2は、RTTY 及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及び画像のデータ伝送を除く。)とそれ以外のものを区分するために設けたものであり、改正案のとおりとします。ご理解をお願いします。</p>

2-38	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>各バンドにある注記(2)を廃止して、柔軟な運用を可能にして欲しい。 なぜ、画像のデータ伝送は特別扱いなのか？ Rtty、データ伝送も同じ扱いとして許可して頂きたい。 7MHz 帯の 7,025～7,030kHz は世界的にみても CW(A1A)周波数なので RTTY,データ伝送,画像のデータ伝送を 7,030～7,100kHz まで運用可能として頂きたい。</p>	<p>注2は、RTTY 及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及び画像のデータ伝送を除く。)とそれ以外のものを区分するために設けたものであり、改正案のとおりとします。ご理解をお願いします。</p>
2-39	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>7MHz 帯の注 2(2)の(2)の 7040kHz から 7045kHz を、7040kHz から 7100kHz と拡大すべきです。 これは、リージョン2の北米や南米地域で 7070kHz～7100kHz、リージョン1のヨーロッパ、アフリカ地域で 7040kHz～7100kHz がDXコンテスト時によく使用されています。 そして、7100kHz～7200kHz の RTTY およびデータ伝送は使用不可でよいと思います。</p>	<p>いただいたご意見は、7,100kHz～7,200kHz の追加を踏まえたご意見と理解しておりますが、7,000kHz から 7,100kHz におきましては、従来の区分により、他の電波型式での運用もなされておりますことから、今後の運用状況により必要に応じて改正を検討することが適当と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-40	<p style="text-align: right;">【個人】4名</p> <p>7,040kHz から 7,100kHz までの区分から「(2)」の注記を削除し、国際的な運用実態に即した柔軟な運用が可能となるよう希望いたします。</p>	<p>注2は、RTTY 及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及び画像のデータ伝送を除く。)とそれ以外のものを区分するために設けたものであり、改正案のとおりとします。ご理解をお願いします。</p>
2-41	<p style="text-align: right;">【社団法人 日本アマチュア無線連盟】</p> <p>「2,424MHz から 2,424.5MHz(3)まで」及び「5,760MHz から 5,762MHz(3)まで」の(3)の削除をお願いします。 EME 通信ではマイクロ波帯用に開発された極めて微弱な信号でも海外との交信が可能となるソフトウェアの普及もあり、この周波数帯でのデータ通信が可能となるようにご配慮いただきますようお願いいたします。</p>	<p>近年、アマチュア無線においてデータ通信が普及してきたこと及び 2,424MHz から 2,424.5MHz 及び 5,760MHz から 5,762MHz でデータ通信が可能となった場合でも、当該区分の既存の通信と共用可能と考えられるため、ご指摘のとおり修正いたします。</p>
2-42	<p style="text-align: right;">【個人】4名</p> <p>各バンド上端等の適切な箇所に、占有帯域幅等を基準として、「音声とデータを複合した通信及び画像の</p>	<p>今後の運用状況で必要に応じて改正を検討すること</p>

	データ伝送」を優先、または、保護するための区分を新たに設けることを希望いたします。	が適切と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-43	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>全電波形式や新しいモード等の区分では、その実験的・研究的な内容による利用を優先し、かつ、旧来の一般的な通信方式(単純な無線電話等)を優先しないように希望します。一般に浸透していない電波の活用方法 (デジタル・無線タグ・ARDF 競技・公衆網接続・ネットワーク)を優先した環境の確保と、これらをフォローする無線電話が有効かつ便利に併用できることを望みます。</p>	今後の運用状況で必要に応じて改正を検討することが適切と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-44	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>28MHz 未満の周波数帯でも製作が容易な「A3E」送信機を使った「A2B」や「A2D」、「A3C」等の実験ができる使用区別を認めていただきたい。「6K00A3E」が使用できる周波数帯では占有周波数帯幅から考えても問題ないかと思われます。</p>	今後の運用状況で必要に応じて改正を検討することが適切と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
2-45	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>アマチュア局業務に使用する周波数の使用区別については、「注4 (4)の電波は、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用できる。」としていただきたい。</p>	今後の運用状況で必要に応じて改正を検討することが適切と考えます。いただいたご意見は、今後の参考として承ります。
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令について		
2-46	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>今回の 135kHz 帯のアマチュアへの開放に伴う電波法関係審査基準を改正する訓令案についてですが、「空中線電力の指定方法」のみが改正され、「地域周波数利用計画策定一覧表」への 135kHz 帯の追加が無いように思われます。</p> <p>これが改正されないと、アマチュア局が 135kHz 帯の指定を受けようとする時には、いわゆる「本省決裁」になると思われますので、合わせて改正をお願いします。</p>	ご指摘の内容について、今後改正いたします。
その他		
2-47	<p style="text-align: right;">【財団法人 日本アマチュア無線振興協会】 【個人】18名</p> <p>今回の改正省令案等については、賛成いたします。</p>	改正案を支持するご意見として承ります。
2-48	<p style="text-align: right;">【個人】3名</p>	

	<p>早期に IARU HF Band Plan に従い、1.8MHz 帯ならびに 1.9MHz 帯の 1800~2000kHz への拡大、ならびにすべての電波の型式による使用が可能となるよう強く要望する。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考として承ります。</p>
2-49	<p>【個人】1名</p> <p>操作資格区分について 以下の操作資格以上の使用区分を希望します。 7.000kHz から 7,025kHz まで…第 2 級アマチュア無線技士 7,025kHz から 7,050kHz まで…第 3 級アマチュア無線技士 7,050kHz から 7,055kHz まで…第 2 級アマチュア無線技士 7,055kHz から 7,060kHz まで…第 4 級アマチュア無線技士 7,060kHz から 7,125kHz まで…第 4 級アマチュア無線技士 7,125kHz から 7,200kHz まで…第 2 級アマチュア無線技士</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>
2-50	<p>【個人】1名</p> <p>現在、中継局は日本アマチュア無線連盟にしか免許されませんが、一般のアマチュア無線家にも免許されることを希望します。</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>
2-51	<p>【個人】1名</p> <p>○3,500kHz から 3,575kHz まで 及び その他の周波数帯 すべての電波の型式に「占有周波数帯幅が 6kHz 以下のものに限る」の注釈が無くなっていますが、従来通りと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める告示により占有周波数帯幅を定めております。また、3,500kHz から 3,575kHz までは注 21 により A3E 以外は占有周波数帯幅 3kHz 以下と定めております。</p>
2-52	<p>【個人】6名</p> <p>改正後においても、違法・不法局への取り締まり等の対策を御願いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>
2-53	<p>【個人】1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アマチュア無線は、その帯域を広く自由に利用できますから、適切に運用されているのであれば、細かな使用区分を厳密に定める必要性をあまり感じません。 ・ アマチュア無線局の免許手続を簡素化し、変更届や無線局免許証票が不要な方式への改善を希望しま 	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>

	<p>す。無線局免許証票が届かないと運用できない現在の方式を改め、たとえば指定事項に変更がない範疇ならば即時の運用開始ができるように希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年少女及び若年層の電波科学の興味と関心を高めるため、ゲストオペレータ制度と米国の Kid's Day イベントを参考に、アマチュア無線局の免許人(構成員を含む)が適切な監督と指導を行う時は、無資格者でもアマチュア無線の運用が体験できる制度を希望します。 <ol style="list-style-type: none"> 1. アマチュア無線では容易に通信の相手方を確保でき、かつ、免許されている無線設備の活用が可能で、特定小電力無線等では代替できない有効性が期待できます。 2. 専用帯域区分や型式の限定は内容が限定されるのでふさわしくないと考えます。 3. 事前の届出等は不要なほうが、利便性が高く、活用効率が高いと考えます。 4. 実施の方法としては、例えば学童生徒の休日や土日祝日で期間を指定する方法があります。 5. アマチュア無線全体のマナー向上が必要なので、自浄効果が期待できます。 6. 効果を有効に反映させるため、違法・不法無線の排除がさらに必要と考えます。 <p>※ 米国の Kid's Day イベントとは、免許のない子供たちが免許人の監督指導の下にアマチュア無線の運用を体験するもので、将来のアマチュア無線家の育成などが期待できます。呼出しは「CQ Kid's Day」で行われ、名前、年齢、QTH および好きな色を交信します。詳細は ARRL 等から告知されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条約無線規則(RR)に規定するアマチュア無線の第三者通信を解禁することを希望します。これは、災害時等の代替通信手段として有効であり、かつ、商業通信を損なわない範囲で利便性の向上を期待するものです。また、先に挙げた少年少女向けのアマチュア無線の運用体験にかかるものでもあります。 	
2-54	<p style="text-align: right;">【個人】2名</p> <p>IARU に対し、第 3 地域の 7000kHz 帯拡張に伴ったバンドプランの改正を働きかける事。</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>
2-55	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>136.75kHz 帯および 1910kHz 帯において、第四級アマチュア無線技士も使用できる事になりますが、世界の主要な国でアマチュア無線の資格試験から、モールス符号による電気通信術の試験が廃止されている現状から、日本においても全てのアマチュア無線技士の試験からモールス符号による電気通信術試験を廃止し、同時に第四級アマチュア無線技士にも A1A 電波の発射を認めていただきたいと思います。</p> <p>さらに、欧州諸国のように、アマチュア無線技士資格は上級と初級のみとする制度改定も検討していただき</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>

	たいと思います。	
2-56	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>1.8MHz 周波数帯の拡張を強く希望いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>
2-57	<p style="text-align: right;">【社団法人 日本照明器具工業会】</p> <p>135kHz の周波数帯は、日本のアマチュア無線の遠距離通信分野において新たに挑戦する領域であり、技術開発を含めて非常に興味深い周波数帯であることは理解しております。</p> <p>一方で、この 135kHz の周波数帯は、次のように広い分野で利用されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低周波の RFID ・ PLC ・ 鉄道分野の誘導無線システム及び自動列車停止装置 ・ 自動車関係のスマート・キー <p>また、照明業界においては、地球環境を考慮した省エネ性能に優れ、長寿命の無電極放電ランプにおいて 135kHz を利用しているものがあり、主に屋外照明として多数設置されております。</p> <p>今後、アマチュア無線局が上記の各種設備の近傍に設置された場合、意図的ではないにせよ、どのような混信が発生するか、現時点では不明であります。</p> <p>このような課題があることを十分ご認識頂き、この周波数のすべての利用者が共存出来るご配慮をお願い申し上げます。</p>	<p>高周波利用設備は電波の漏えい範囲が小さく、アマチュア無線への混信はほとんどないものと考えております。</p> <p>しかしながら、高周波利用設備は、既に多くの場所で利用されており、アマチュア無線に混信として入感する可能性を完全に否定できず、このような混信をすべて高周波利用設備側で除去することは、社会的に大きな影響が考えられます。</p> <p>以上を踏まえまして、アマチュア無線側が、このような混信を容認することを明確化することが適当であると考えております。</p> <p>一方、高周波利用設備のメーカー等におかれては、本件のような新たな周波数の割当をご理解いただきできるだけ混信を避けるよう今後の製品開発等においてのご配慮をお願いします。</p>
2-58	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>1.9MHz 帯、3.5MHz 帯～3.8MHz 帯、7MHz 帯のさらなる拡大も希望します。</p> <p>また、変更申請・届の簡略のために、無線従事者の資格別に最高の空中線電力を指定してくださることを希望します。</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>
2-59	<p style="text-align: right;">【個人】1名</p> <p>アマチュアの短波帯については、早期の更なる拡大、周波数帯の連続化の検討(3.8MHz 帯)実施を要望します。</p>	<p>いただいたご意見は、改正案に対するものでないことから、参考意見として承ります。</p>